○厚生労働省告示第九十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号を次のように改める。

三　指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ　認知症対応型共同生活介護費又は短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに一以上であること。

ロ　夜間ケア加算(I)又は(II)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)　夜間ケア加算(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)　認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用共同生活介護費(I)を算定していること。

(二)　夜勤を行う介護従業者の数が、イに規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに必要な数に一を加えた数以上であること。

(2)　夜間ケア加算(II)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)　認知症対応型共同生活介護費(II)又は短期利用共同生活介護費(II)を算定していること。

(二)　(1)(二)に該当するものであること。

○厚生労働省告示第百号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表の6の注中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第三項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「注10から注12まで」を「イからハまでの注11から注13まで及びへ」に、「及び」を「並びに」に、「注3から注5まで」を「イからハまでの注4から注6まで及びへ」に改める。

第二号中「注4から注6まで」を「イの注5から注7まで及びハ」に、「及び」を「並びに」に、「注4から注6まで」を「イの注5から注7まで及びハ」に改める。

第三号中「注5から注7まで及び注10」を「イからハまでの注7から注12まで」に、「並びに」を「及び」に、「注5から注7まで」を「イ及びロの注6から注10まで」に改める。

第四号中「注2」を「イの注3」に改める。

第五号中「注5」を「イからホまでの注5及びト」に、「及び」を「並びに」に、「注2」を「イの注2及びリ」に改める。

第六号中「注7」を「イからハまでの注4及びホ」に、「及び」を「並びに」に、「注2」を「イの注2及びチ」に改める。

第九号中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表」を削り、「小規模多機能型居宅介護費のホ」の下に「及びト」を加え、「及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表」を「並びに」に改め、「介護予防小規模多機能型居宅介護費のハ」の下に「及びホ」を加え、同号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のトの規定による加算に係る費用の額

十六　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のハの規定による加算に係る費用の額

十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のホからチまで及びヌの規定による加算に係る費用の額

第八号を第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注10まで及びへの規定による加算に係る費用の額

十二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のニの規定による加算に係る費用の額

十三　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のニの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のニの規定による加算に係る費用の額

第七号中「イ(1)から(3)までの注14、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)に係る」を「イ(1)から(3)までの注16、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額並びにイ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)の規定による加算に係る」に改め、「ニ(5)に係る費用の額」の下に「並びにイ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)の規定による加算に係る費用の額」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のニの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの規定による加算に係る費用の額